

平成 19 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ライブドアホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平松庚三
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 管 理 部 長 落合紀貴
(TEL. 03 - 5155 - 1001)

外部調査委員会報告書受領のお知らせ

当社は証券取引法違反に関して平成 18 年 2 月 13 日および平成 18 年 3 月 14 日に公訴提起された事実とこれらに関連する事項について、川端和治弁護士を委員長とする外部調査委員会に旧経営陣の当社に対する民事責任の有無等の調査を委嘱しました。同委員会は、平成 18 年 7 月から調査・検討を行ってまいりましたが、今般川端委員長より当社宛に報告書が提出されました。

上記報告書は、主として上記刑事事件公判記録の内の閲覧、謄写できた部分、公判廷傍聴記録、および刑事判決を基礎資料として作成されたものであり、下記のとおり結論となっております。

記

- ① 偽計・風説の流布に起因してライブドア（現ライブドアホールディングス、以下「LDH」）に生じた損害につき、堀江、宮内、岡本及び中村は、賠償する義務を負う。
- ② 有価証券報告書虚偽記載全般に起因してLDHに生じた損害につき、堀江、宮内、岡本、中村、熊谷、小林、久野、中野及び港陽監査法人は、賠償する義務を負う。
- ③ 同虚偽記載のうち株式会社キューズネット及びロイヤル信販株式会社の架空売上げにかかる部分に起因してLDHに生じた損害につき、櫻井、大橋及び前田は、賠償する義務を負う。
- ④ 株式会社ラインの完全子会社化にかかる自社株売却益の処理についての忠実義務違反に起因してLDHに生じた損害につき、宮内及び中村は、賠償する義務を負う。

なお、それぞれの行為と因果関係のあるLDHに生じた損害の項目及び額については、いまだ流動的であり、本報告においては言及しないこととする。

また、上記検討により損害賠償義務を負うと認められる者のうち、具体的にどの範囲の者に対して民事訴訟を提起するかについては、請求する額及びその者の資力その他を勘案する必要があるが、上記のとおりLDHに生じた損害の項目及び額がいまだ流動的であるため、この点についても、本報告においては言及しないこととする。

当社に対する刑事判決が既に確定したこと、および旧経営陣各人の具体的損害賠償義務・額が示されていないことに鑑み、上記報告書の公表は差し控えさせていただきます。今後、当社では、上記報告書を踏まえ、引き続き事実関係を調査し、損害の項目と額および損害賠償請求訴訟提起の範囲と時期等の検討を行ってまいりますので、株主および関係先の皆様には、ご理解賜りますようお願いすると共に、今後とも当社グループの再生に向けた経営努力にご支援の程お願い申し上げます。

以上